「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」
に係る相談活動の実施状況等について
〈令和７年度（2025 年度）〉

熊本県

はじめに

熊本県では、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指して、平成 24 年（2012 年）4月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

県では、不利益取扱いや合理的配慮又は虐待に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じるため、条例第 13 条に基づき広域専門相談員を配置し、関係者への必要な助言や情報提供、関係者間の調整、関係機関への通告等に対応しています。

この報告書は、令和7年度（2025 年度）に広域専門相談員が対応した特定相談の状況等をまとめたものです。

この報告書を通じて、どのような行為が差別に当たるのか、そこにはどのような背景や問題があったのかを県民の皆さんに広く知っていただき、今後、このような事例が起きないよう、県民一人一人が何をすればよいかを考え、行動していただく契機となるよう作成しました。

令和3年（2021 年）5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、令和6年（2024 年）4月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されており、社会的障壁の除去を進める動きが全国的に広がりつつあります。

また、県では令和4年（2022 年）3月に、「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」（以下「手話条例」という。）を制定し、手話条例の普及啓発にも取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人への差別の解消や理解の促進を図り、障がいのある人もない人も安心して暮らすことができる熊本の実現に向けて、障がいのある人への権利擁護等の推進に取り組んでまいります。

目　次

1　条例の仕組み ---------- 1
(1)「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」
(2)虐待の禁止
(3)相談の仕組み
(4)事案解決の仕組み
(5)理解促進への取組
2　相談活動の実施状況 ---------- 2
(1)相談体制
(2)相談件数
(3)不利益取扱いの内訳
(4)合理的配慮の内訳
(5)虐待の内訳
〈データ編〉
3　令和７年度（2025 年度）相談内容の傾向等 ---------- １１
(1)障がい種別ごとの相談件数
(2)相談者別の相談件数
(3)相談方法別の相談件数
(4)関係機関との連携
(5)相談への対応状況
(6)対応回数
4　今後の課題及び対応 ---------- １６
(1)相談活動の実施状況及び相談内容の傾向等からの対応
(2)条例の周知・啓発について
(3)関係機関・団体等とのネットワークの構築について
(4)より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について
5　事案解決の状況（調整委員会） ---------- １８
6　普及・啓発活動の実施状況 ---------- １９
〈事例編〉
7　相談事例 ---------- ２０
(1)不利益取扱いに関する相談事例
(2)合理的配慮に関する相談事例
(3)その他に関する相談事例
〈資料編〉 ---------- ２５
・障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
・熊本県障害者の相談に関する調整委員会委員名簿

※この年報では、「障害のある人もない人も共に生きるくまもとづくり条例」を以下単に「条例」と表記しています。

1　条例の仕組み

この条例は、障がいのある人に対する不利益な取扱いを禁止することなどにより、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指すものです。

条例の主な特徴は、次のとおりです。

（１）「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」

条例では、障がいを理由とする不利益な取扱いを8つの分野(P4参照)にわたって具体的に規定し、これを禁止しています。（条例第8条）

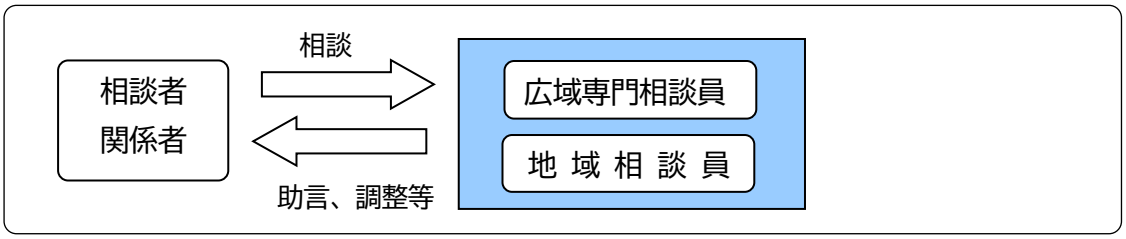
また、障がい者が日常生活や社会生活で受けている様々な制限や制約（社会的障壁）を除去するために、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）が行われなければならないと規定しています。（条例第9条）

（２）虐待の禁止

何人も、障がい者に対し虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放任又は経済的虐待）をしてはならないと定めています。（条例第 10 条）

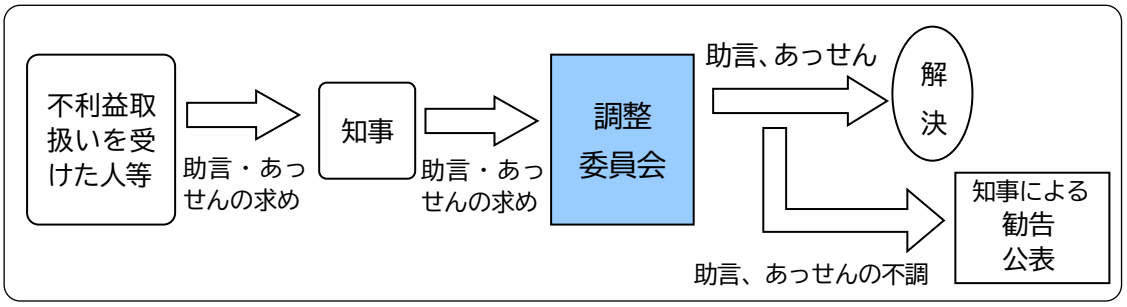
（３）相談の仕組み

不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談体制として、「広域専門相談員」と「地域相談員」を設けています。（条例第 11 条～第13条）



（４）事案解決の仕組み

「不利益取扱い」に関する相談については、相談員による解決が困難な場合、事案解決の仕組みとして、第三者の委員からなる「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」から、助言やあっせんを行うこと等としています。（条例第 16 条～第20条）



（５）理解促進への取組

県は、障がい者に対する誤解や偏見をなくし、理解を深めるための啓発活動を進めていくと定めています。（条例第 21 条）

2　相談活動の実施状況

（1）相談体制

県では、障がい者支援課に広域専門相談員を4人、各地域に地域相談員を 97 人配置しています。（令和8年3月31日時点）

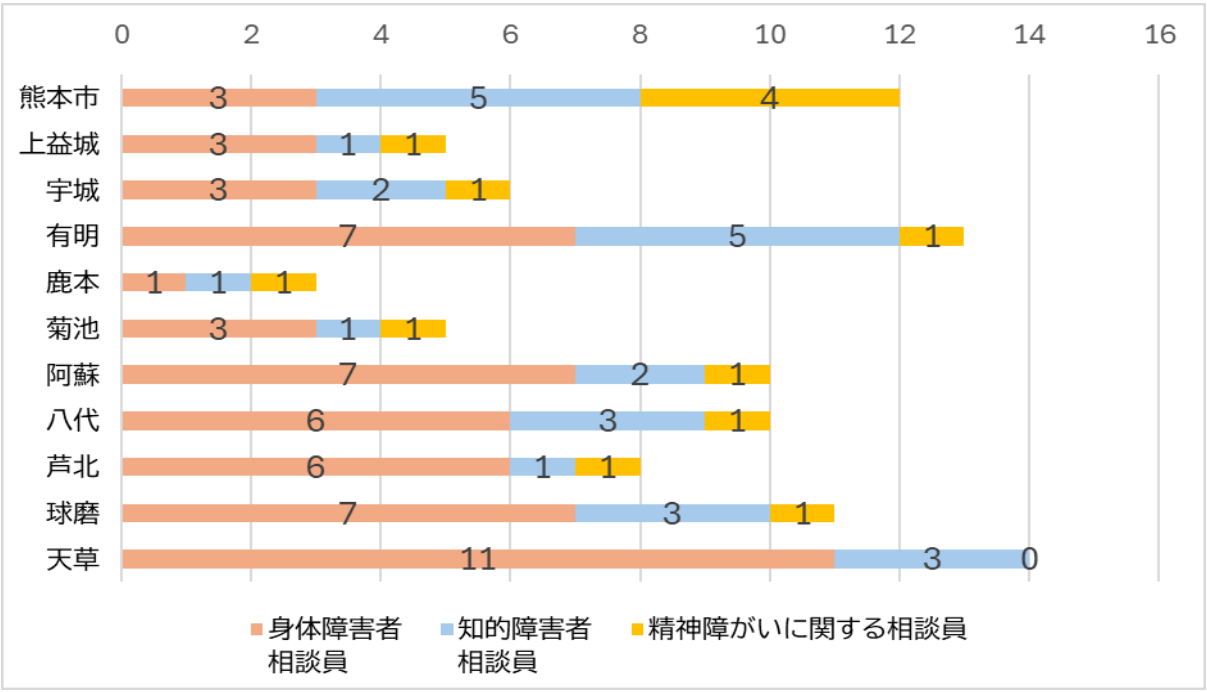
広域専門相談員は、障がい者支援課に設置した専用の電話やメール等で相談を受け付け、地域相談員と連携しながら、事案の解決に努めています。

また、地域相談員は、各市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員（※1）並びに精神障がいに関する相談員として地域活動支援センター等に勤務する精神保健福祉士等が、その役割を担っています。相談を受けた地域相談員は、広域専門相談員と連携して、事案の解決を図っています。

※1　身体障害者相談員･知的障害者相談員
福祉の推進に熱意･識見のある地域の方が、市町村長から委託を受けて、身体障がい者又は知的障がい者、その家族の方からの相談に応じる制度です。
（身体障害者福祉法第 12 条の3、知的障害者福祉法第 15 条の2）

【表１】圏域ごとの地域相談員数（令和７年度(2025 年度)）（単位：人数）

圏域	合計	身体障害者相談員	知的障害者相談員	精神障がいに関する相談員
熊本市	12	3	5	4
上益城	5	3	1	1
宇城	6	3	2	1
有明	13	7	5	1
鹿本	3	1	1	1
菊池	5	3	1	1
阿蘇	10	7	2	1
八代	10	6	3	1
芦北	8	6	1	1
球磨	11	7	3	1
天草	14	11	3	0
計	97	57	27	13



（２）相談件数

令和7年度（2025 年度）に寄せられた新規の相談件数は79件で、その内訳は、不利益取扱いに関する相談が9件、合理的配慮に関する相談が7件、虐待に関する相談が15件、その他の相談が48件でした。

対応回数とは、事案ごとに面談や電話・メール対応等を行った回数のことで、事案79件に対して合計286回の対応を行っています。

このほか、過年度からの継続事案を含めると、全ての相談に対する対応回数は、1，001回となっています。

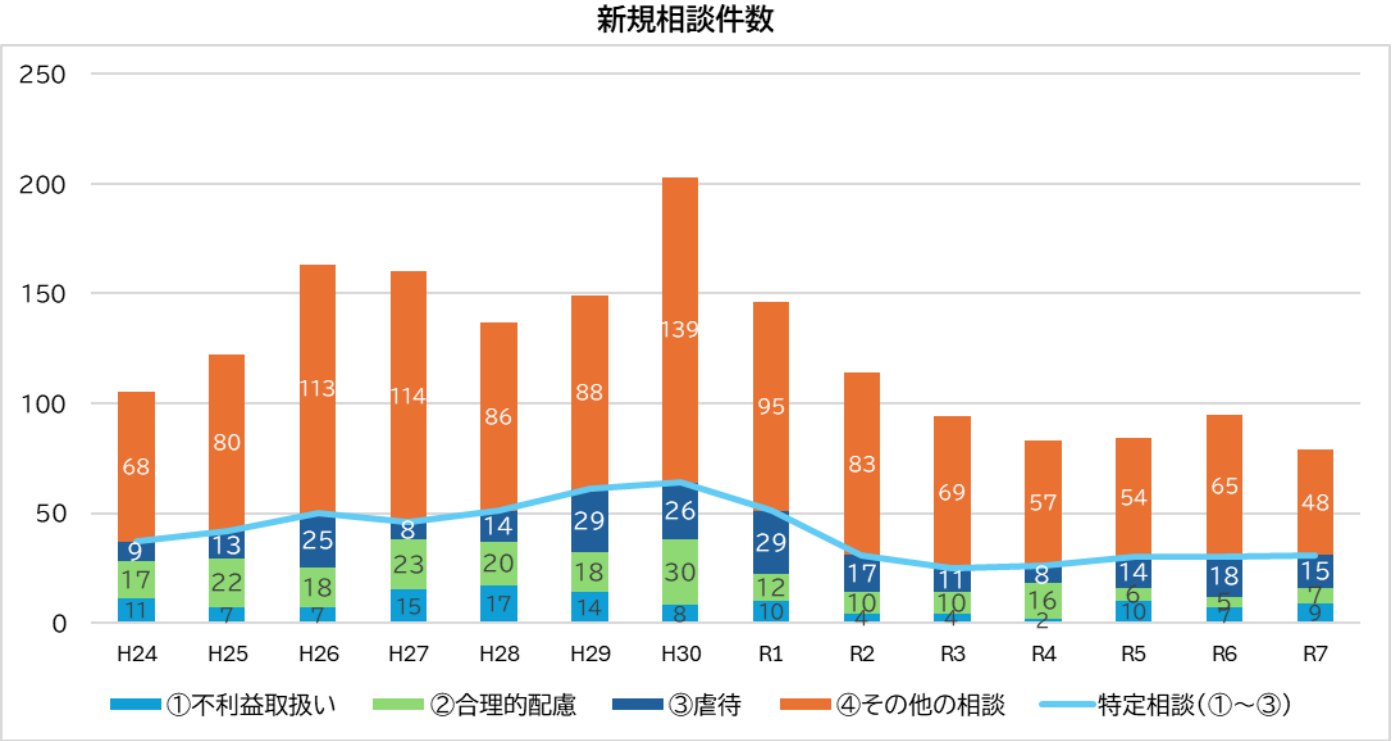
【表２】相談件数（対応回数）　　（単位：上段は相談件数、下段は対応回数）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①不利益取扱い	11	7	7	15	17	14	8	10	4
	321	37	82	138	100	170	50	87	18
②合理的配慮	17	22	18	23	20	18	30	12	10
	107	218	142	191	130	144	306	58	105
③虐待	9	13	25	8	14	29	26	29	17
	64	99	179	17	62	200	132	152	71
計（①～③）	37	42	50	46	51	61	64	51	31
	492	354	403	346	292	514	488	297	194
④その他の相談	68	80	113	114	86	88	139	95	83
	598	304	446	552	308	1，458	564	304	496
新規計（①～④）	105	122	163	160	137	149	203	146	114
	1，090	658	849	898	600	1，972	1，052	601	690
（継続事業）		11	11	18	10	10	19	22	18
		639	498	784	916	251	1，521	453	184
計（新規＋継続）	105	133	174	178	147	159	222	168	132
	1，090	1，297	1，347	1，682	1，516	2，223	2，573	1，054	874

	R3	R4	R5	R6	R7
①不利益取扱い	4	2	10	7	9
	23	7	41	22	23
②合理的配慮	10	16	6	5	7
	43	64	11	28	98
③虐待	11	8	14	18	15
	40	48	53	76	39
計（①～③）	25	26	30	30	31
	106	119	105	126	160
④その他の相談	69	57	54	65	48
	234	840	182	286	126
新規計（①～④）	94	83	84	95	79
	340	959	287	412	286
（継続事業）	16	10	7	18	44
	824	98	706	620	715
計（新規＋継続）	110	93	91	113	123
	1，164	1，057	993	1，032	1，001

※最後の相談から3か月が経過し新たに相談があった場合には、新規相談となります。

【表２】相談件数(対応回数)（つづき）



上表では、特定相談※解説1の合計値を線で結んでいます。

【解説1】
　条例では、「不利益取扱い」、「合理的配慮」又は「虐待」に関する相談をすることができると定めており、これらを「特定相談※」と定義しています。(条例第 11 条関係)
　しかし、特定相談以外の相談にも、障がいに関連する様々な問題が隠れていることもあるため、「その他の相談」として幅広く相談を受けるよう努めています。

（３）不利益取扱いの内訳

障がいを理由とする不利益取扱い8分野※解説2を取りまとめたものが、【表3】です。

令和7年度（2025 年度）の相談件数は9件で、「⑤教育」に関する相談が4件、採用面接や勤務先などでの対応に係る「④労働者の雇用」に関する相談が2件、そのほか「①福祉サービス」に関する相談などが寄せられています。

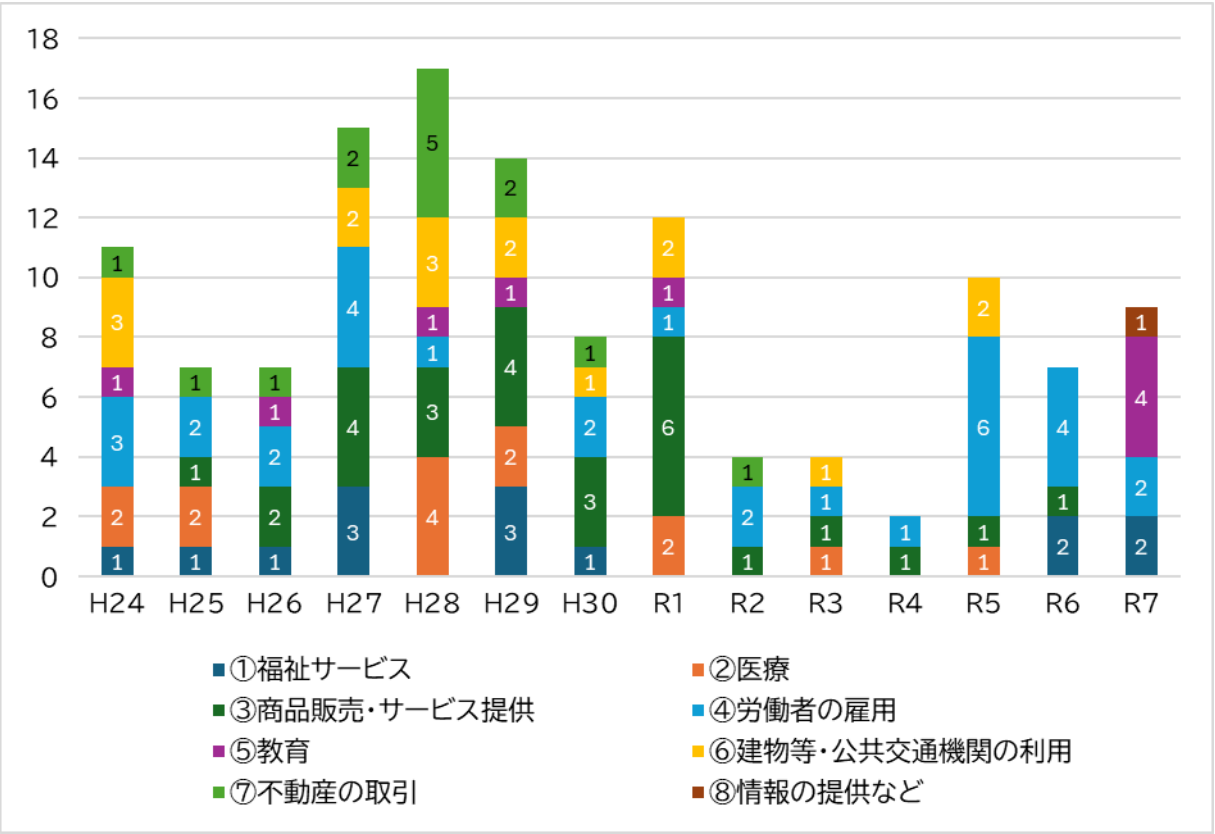
平成 24 年度以降を通してみると、年度によって寄せられた相談分野に違いはありますが、「③商品販売・サービス提供」や「④労働者の雇用」等を中心に相談が寄せられています。

【表３】不利益取扱いの内訳　　（単位：件数）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①福祉サービス	1	1	1	3	0	3	1	0	0
②医療	2	2	0	0	4	2	0	2	0
③商品販売・サービス提供	0	1	2	4	3	4	3	6	1
④労働者の雇用	3	2	2	4	1	0	2	1	2
⑤教育	1	0	1	0	1	1	0	1	0
⑥建物等・公共交通機関の利用	3	0	0	2	3	2	1	2	0
⑦不動産の取引	1	1	1	2	5	2	1	0	1
⑧情報の提供など	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	7	7	15	17	14	8	12	4

	R3	R4	R5	R6	R7	計
①福祉サービス	0	0	0	2	2	14
②医療	1	0	1	0	0	14
③商品販売・サービス提供	1	1	1	1	0	28
④労働者の雇用	1	1	6	4	2	31
⑤教育	0	0	0	0	4	9
⑥建物等・公共交通機関の利用	1	0	2	0	0	16
⑦不動産の取引	0	0	0	0	0	14
⑧情報の提供など	0	0	0	0	1	1
計	4	2	10	7	9	127

【表３】不利益取扱いの内訳（つづき）



【解説2】
　条例では、「不利益取扱い」として、次の8つの分野※について具体的に掲げて禁止しています。（条例第8条関係）
①福祉サービス　②医療　③商品販売・サービス提供　④労働者の雇用
⑤教育　⑥建物等・公共交通機関の利用　⑦不動産の取引　⑧情報の提供など

（４）合理的配慮の内訳

合理的配慮に関する相談を性質別に3つに分類※解説3したものが、【表4】です。

令和7年度（2025 年度）の相談件数は7件で、「①人に関するもの（窓口対応等）」や、「②ルールに関するもの（制度、慣行等）」などの相談が寄せられています。

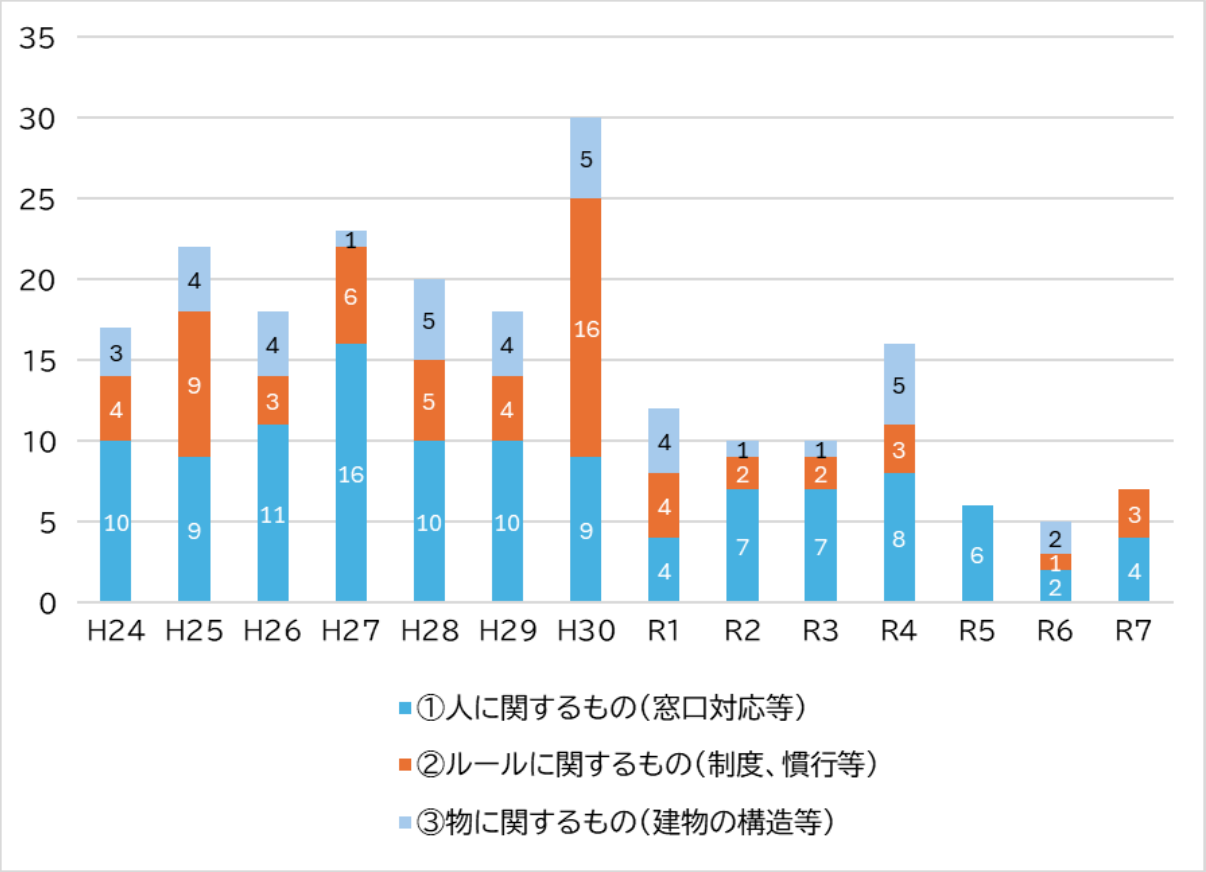
平成 24 年度以降を通してみると、「①人に関するもの（窓口対応等）」を中心に相談が寄せられています。

【表４】合理的配慮の内訳　　（単位：件数）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①人に関するもの（窓口対応等）	10	9	11	16	10	10	9	4	7
②ルールに関するもの（制度、慣行等）	4	9	3	6	5	4	16	4	2
③物に関するもの（建物の構造等）	3	4	4	1	5	4	5	4	1
計	17	22	18	23	20	18	30	12	10

	R3	R4	R5	R6	R7	計
①人に関するもの（窓口対応等）	7	8	6	2	4	113
②ルールに関するもの（制度、慣行等）	2	3	0	1	3	62
③物に関するもの（建物の構造等）	1	5	0	2	0	39
計	10	16	6	5	7	214

【表４】合理的配慮の内訳（つづき）



【解説3】

条例の「合理的配慮」については、「不利益取扱い」のように分野ごとの具体的な規定はありません。

これは、実際にどのような「合理的配慮」が求められるかは、障がいのある人の障がいの種別や程度、配慮を求められる側の負担能力などによって異なるため、それぞれのケースに応じて判断されることになるためです。

表4では、①人に関するもの、②ルールに関するもの、③物に関するものとして整理しています。（条例第9条関係）

（５）虐待※解説4の内訳

虐待に関する相談を種類別に5つに分類したものが、【表5】です。1つの相談（事案）の中で複数の種類の虐待が行われることがあるため、合計は【表2】相談件数と一致しない場合があります。

令和7年度（2025 年度）の相談件数は17件で、職場や利用施設での暴言などに関する相談などの「②心理的虐待」についてが最も多く、そのほか「①身体的虐待」、「④性的虐待」「⑤経済的虐待」に関する相談が寄せられています。

平成 24 年度以降を通してみると、「②心理的虐待」を中心に相談が寄せられています。

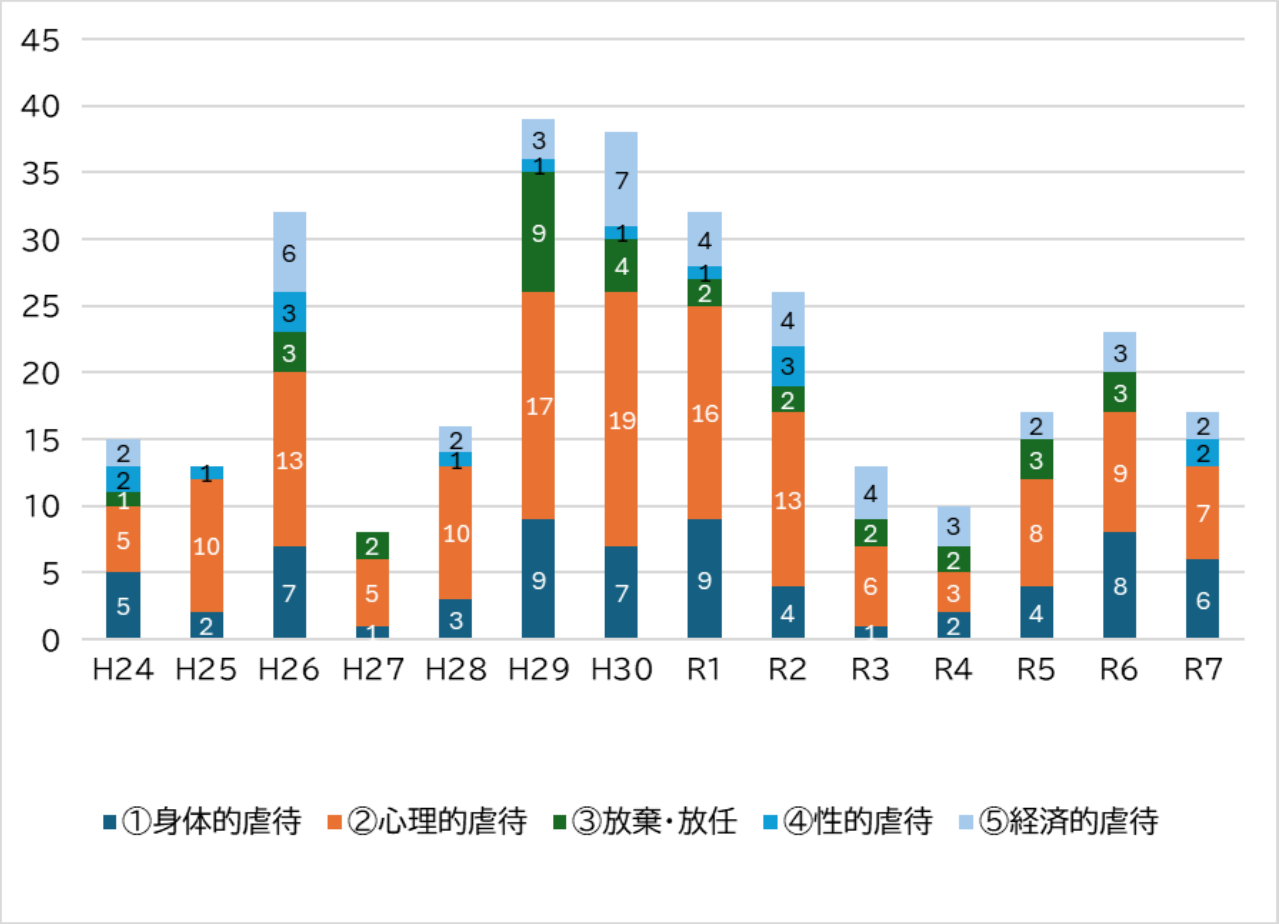
【表５】虐待の種類別内訳　　（単位：件数）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①身体的虐待	5	2	7	1	3	9	7	9	4
②心理的虐待	5	10	13	5	10	17	19	16	13
③放棄・放任	1	0	3	2	0	9	4	2	2
④性的虐待	2	1	3	0	1	1	1	1	3
⑤経済的虐待	2	0	6	0	2	3	7	4	4
計	15	13	32	8	16	39	38	32	26

	R3	R4	R5	R6	R7	計
①身体的虐待	1	2	4	8	6	68
②心理的虐待	6	3	8	9	7	141
③放棄・放任	2	2	3	3	0	33
④性的虐待	0	0	0	0	2	15
⑤経済的虐待	4	3	2	3	2	42
計	13	10	17	23	17	299

※事案が複数の種類に該当する場合は、重複して計上しています。

【表５】虐待の種類別内訳（つづき）



【解説4】

平成 24 年(2012 年)10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)が施行されました。同法の「障害者虐待」は①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待の3つの類型に分けることができます。なお、これらに該当しない障害者に対する虐待についても、条例による対応を行っています。(条例第 10 条関係)

3　令和７年度（2025 年度）相談内容の傾向等

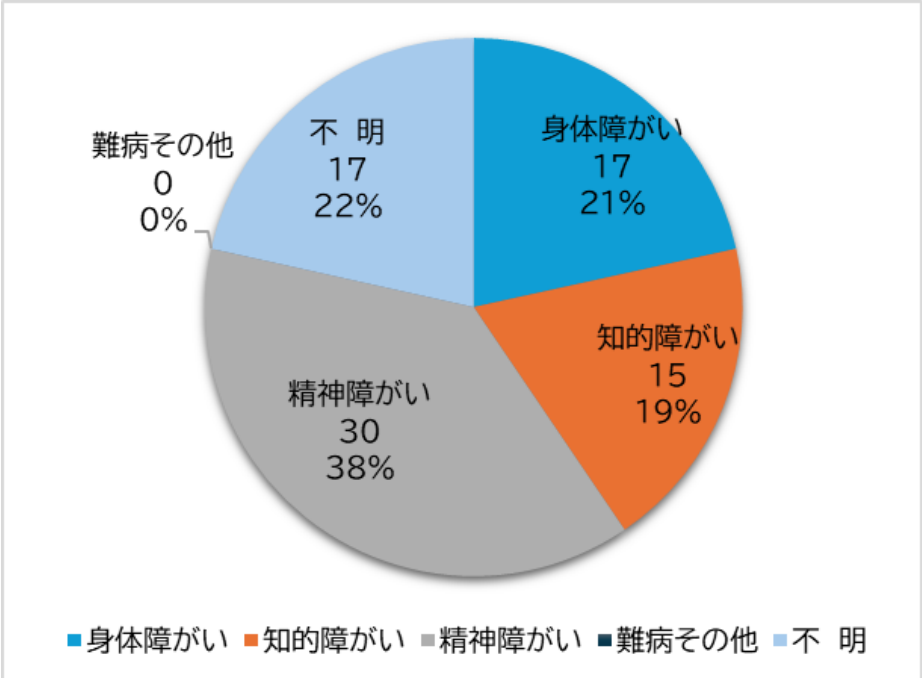
（１）障がい種別ごとの相談件数

障がいの種別ごとの相談件数では、精神障がいのある人が最も多く、令和７年度（2025 年度）は、全体のおよそ4割（38.0%）となっています。

【表６】障がい種別ごとの相談件数

		件数	割合(%)
①身体障がい	視覚障がい	4	5.1
	聴覚障がい	1	1.3
	言語等障がい	0	0.0
	肢体不自由	8	10.1
	内部障がい	1	1.3
	不　　明	3	3.8
	計	17	21.5
②知的障がい		15	19.0
③精神障がい		30	38.0
④難病その他		0	0.0
⑤不　　明		17	21.5
計		79	100.0

※重複障がいのある人については、主たる障がいの区分で計上しています。
※割合の計については、端数を処理して算出しています。



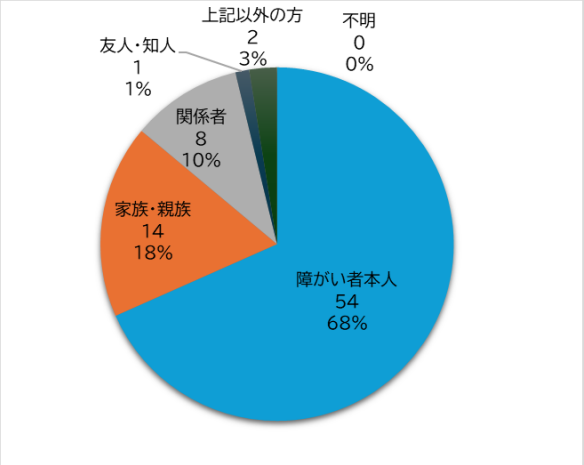
（２）相談者別の相談件数

相談者別の相談件数では、「障がい者本人」からの相談が最も多く、次いで「家族・親族」や「関係者」となっています。

【表７】相談者別の相談件数

	件数	割合(%)
①障がい者本人	54	68.4
②家族・親族	14	17.7
③関係者	8	10.1
④友人・知人	1	1.3
⑤上記以外の方	2	2.5
⑥不　　明	0	0.0
計	79	100.0

※割合の計については、端数を処理して算出しています。



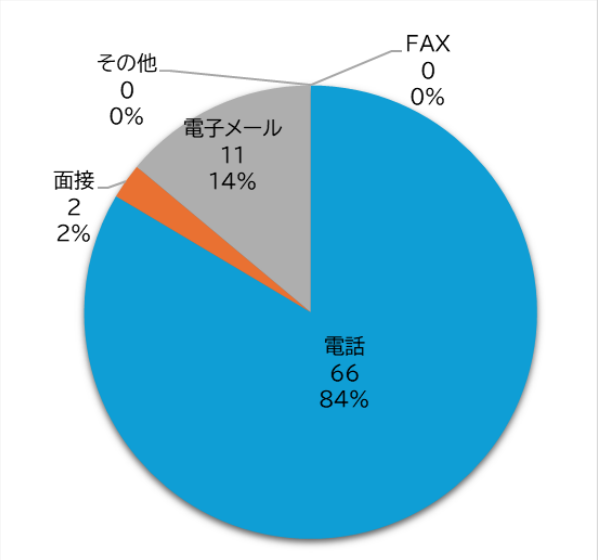
（３）相談方法別の相談件数

初回の相談方法では全体のおよそ8割が電話による相談となっています。
相談受付後は、状況に応じて電話・メール・面談等により対応を行っています。

【表８】初回の相談方法別の相談件数

	件数	割合(%)
①電　　話	66	83.5
②面　　接	2	2.5
③電子メール	11	13.9
④FAX	0	0.0
⑤その他	0	0.0
計	79	100.0

※割合の計については、端数を処理して算出しています。



（４）関係機関との連携

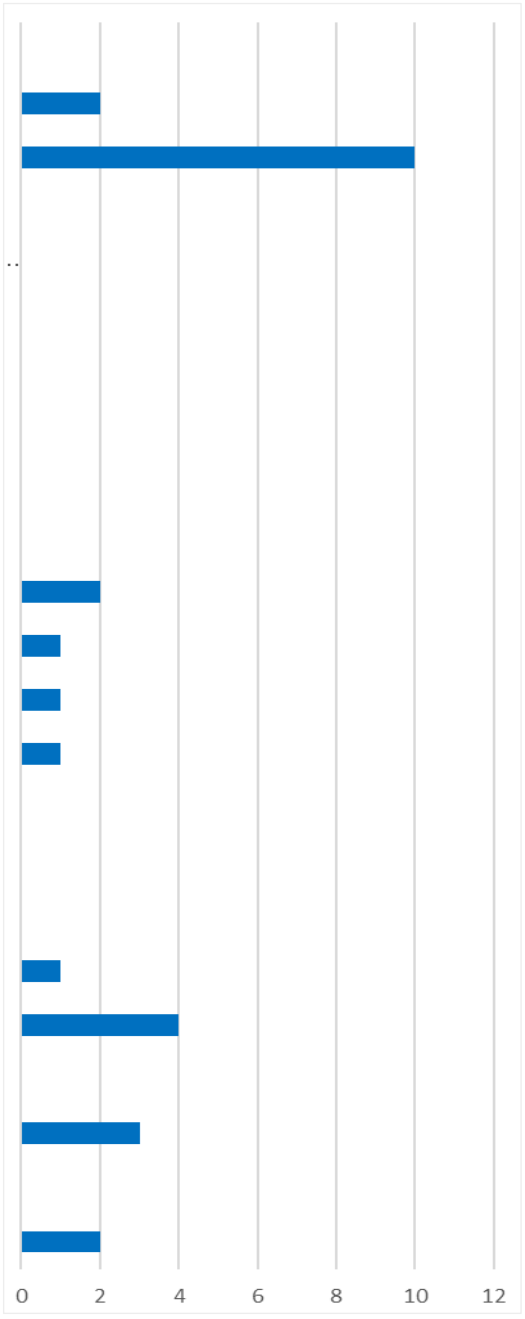
令和7年度（2025 年度）は相談件数79件(P3参照)のうち 34.2%の 27 件について、関係機関との連携がありました。主な連携先は、「③市町村」「⑲相談支援事業所・障害者支援施設等」等となっています。

事案に応じて様々な関係機関と連携しながら相談に対応しています。

【表９】連携した関係機関等別の相談件数（重複あり）

連携した関係機関等	件数
① 地域相談員	0
② 県の他部局	2
③ 市町村	10
④ 児童相談所	0
⑤ 身体障害者リハビリテーションセンター	0
⑥ 知的障害者更生相談所	0
⑦ 精神保健福祉センター	0
⑧ 発達障害者支援センター	0
⑨ 女性相談センター	0
⑩ 保健所	0
⑪ 教育委員会	2
⑫ 学校・教育機関	1
⑬ ハローワーク・労働局	1
⑭ 障害者就業・生活支援センター	1
⑮ 消費生活センター・多重債務者支援団体	0
⑯ 人権センター・人権擁護委員等	0
⑰ 社会福祉協議会	0
⑱ 福祉関係団体（当事者団体等）	1
⑲ 相談支援事業所・障害者支援施設等	4
⑳ 医療機関	0
㉑一般企業・業界団体等	3
㉒当事者の家族・担当職員等	0
㉓その他	2
計	27

連携先別件数（単位：件数）



（５）相談への対応状況

相談への対応状況では、相談内容が明確でない、具体的な対応を求められない場合の対応である「④傾聴を主とした対応」が最も多く、全体の約4割を占めています。

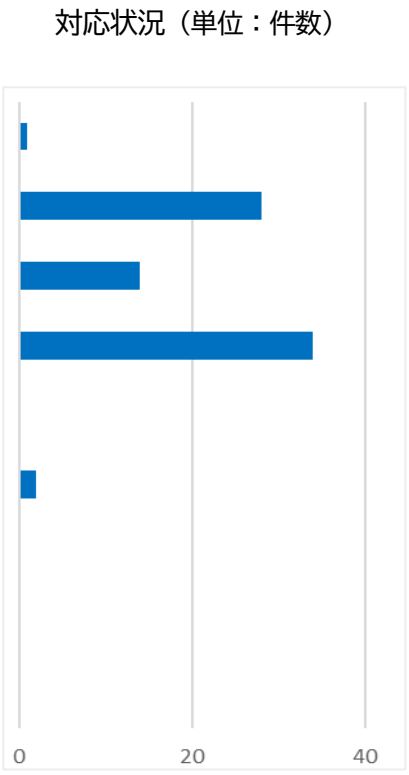
次いで、「②関係機関や相談窓口の紹介」が多く28件（35．4％）でした。

3番目に多かったのは、「③相談者への助言」で 14 件（17．7％）でした。

「⑥権限を有する機関等へ対応を依頼」した事案は 2 件（2.5％）、「①相手方との調整等を実施」した事案は1件（1.3％）でした。

【表 10】相談に対する対応の状況

対応状況	件数	割合(%)
① 相手方との調整等を実施	1	1.3
② 関係機関や相談窓口の紹介	28	35.4
③ 相談者への助言	14	17.7
④ 傾聴を主とした対応	34	43.0
⑤ 情報提供・資料送付	0	0.0
⑥ 権限を有する機関等へ対応を依頼	2	2.5
⑦ 関係先への啓発活動の実施	0	0.0
⑧ 調整委員会への申立て	0	0.0
⑨ その他	0	0.0
計	79	100.0



※割合の計については、端数を処理して算出しています。

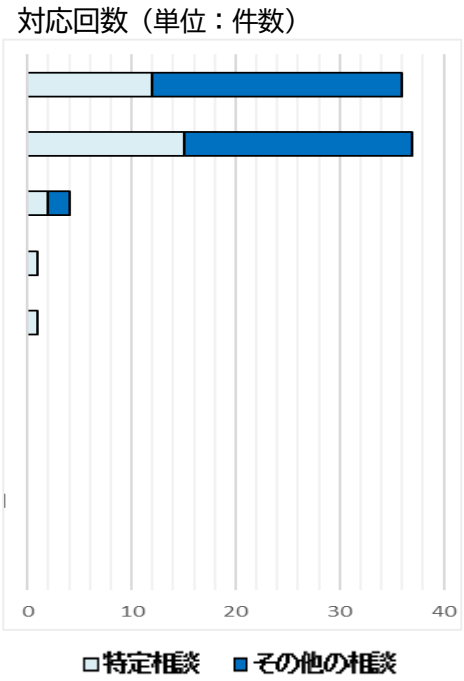
（６）新規相談への対応回数

令和7年度（2025 年度）の新規相談への延べ対応回数は、286 回(P3参照)となっており、9割以上の事案が 10 回以内の対応で終結しています。

【表 11】新規相談への対応回数　（単位：件数）

回数	特定相談	その他の相談	合計	割合（%）
1 回	12	24	36	45.6
2～10 回	15	22	37	46.8
11～20 回	2	2	4	5.1
21～30 回	1	0	1	1.3
31～40 回	1	0	1	1.3
41～50 回	0	0	0	0.0
51～100 回	0	0	0	0.0
101～150 回	0	0	0	0.0
151 回～	0	0	0	0.0
計	31	48	79	100.0

※割合の計については、端数を処理して算出しています。



4　今後の課題及び対応

（１）相談活動の実施状況及び相談内容の傾向等からの対応

相談件数は平成 30 年度の203件をピークに減少が続き、令和3年度から、ほぼ横ばいで推移しています。新型コロナウイルス感染症の流行により、接触する機会が減ったことなどが原因の一つと考えられます。

そのほか、相談を行いたいが連絡先が分からないというケースも考えられるため、県ホームページや出前講座などを通じ、引き続き相談窓口の周知に努めます。

相談を受けた結果、その対応として関係する機関の紹介や、情報や資料の提供などを行っていますが、相談を早急に解決するためには、初めから適切な相談窓口等に繋がることが重要です。そのため、相談窓口の情報を収集し、県ホームページや出前講座などで、適切な相談窓口等の周知を進めてまいります。

（２）条例の周知・啓発について

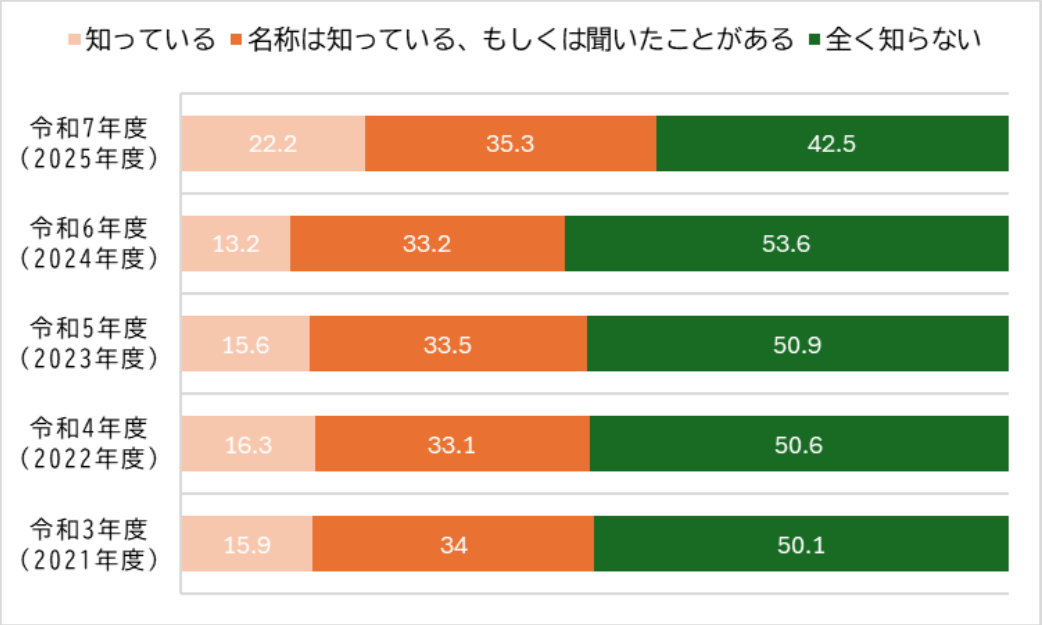
条例の重要なポイントの一つに県民への理解促進があります。「共に生きる熊本づくり」を実現するためには、より多くの人にこの条例を正しく理解してもらうことが必要です。

県が実施した「2025 年県民アンケート」によると、令和7年度（2025 年度）の条例の認知度は 57.5％であり、くまもと障がい者プランで定める令和8年度（2026年度）末の目標値55％を上回りました。

条例は、障がいのある方の安全や生活を守るために重要な役割を果たしています。より分かりやすく、身近に感じられる形で内容を届けるよう、引き続き県民への有効な啓発活動に努めていきます。

2025 年　県民アンケート（令和７年６～７月実施）

問　あなたは、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を知っていますか。
※　熊本県では、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とした差別をなくすことにより、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定しています。



（３）関係機関・団体等とのネットワークの構築について

寄せられた様々な相談に適切かつ迅速に対応するため、今後とも市町村、福祉総合相談所、精神保健福祉センター、公共職業安定所、医療機関など様々な機関との連携を図る必要があります。

加えて、平成 28 年（2016 年）4月に施行された障害者差別解消法が令和3年5月に改正され、令和6年4月1日からは、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。県内事業所への情報発信の強化と、より広域的な啓発活動が必要ですので、関係機関・団体等と情報を共有するなど、ネットワークの強化に努めていきます。

（４）より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について

相談は電話による対応が中心となっていますが、電話の声だけでは相手の状況を確実に読み取ることはできず、また誤解を与えてしまうおそれもあるため、相談員は相談者の言葉にじっくりと耳を傾け、より丁寧な説明を行い、誤解等が生じないように努めています。

また、相談者の障がい特性上、口頭（音声）よりもメールや手紙（文面）でのやりとりの方が理解しやすい場合などは、特性に応じて相談手段や方法を柔軟に考えながら対応する必要があります。

多種多様な相談に適切かつ迅速に対応するため、地域相談員や広域専門相談員は資質の向上に努めなければなりません。

特に相談業務の核となる広域専門相談員においては、相談内容に応じた適切な助言、情報提供、関係者間の調整等を行う必要があるため、日頃から相談員としての研鑽に努め、資質の向上に向けて取り組んでいます。

5　事案解決の状況（調整委員会）

不利益取扱いとされる事案に関する助言・あっせんを行う機関として、「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」（調整委員会）を設置しています。

調整委員会の権限には、助言・あっせんのほか、地域相談員・広域専門相談員の選任に係る意見具申、障がい者の権利擁護の施策に関する調査審議も含まれています。

調整委員会は 15 人（障がい者団体、家族団体、施設関係団体の代表者6人、福祉、教育、雇用及び医療分野の有識者6人、大学教授や弁護士などの公益的な立場の者3人）で構成されています。

これまで、平成 24 年に2件、平成 26 年に1件の申立てがありました。

なお、令和7年度において、新たな申立てはありませんでした。

年度	会議名	開催日	主な議題
H23	第 1 回	H23.12.2	・条例施行（H24.4.1）に向けた取組について ・地域相談員、広域専門相談員の委嘱について ・条例解説書の作成について
	第 2 回	H24.3.23	・調整委員会の運営について ・地域相談員、広域専門相談員の委嘱について（報告）
H24	第 3 回	H24.12.21	・特定相談の実施状況について（中間報告） ・助言・あっせんの申立ての審理について （平成 24 年第 1 号事案、平成 24 年第 2 号事案） ・助言・あっせんに係る調整委員会の運営について
H25	第 4 回	H25.8.8	・特定相談の実施状況について（H24 年度報告） ・差別解消法の公布について
H26	第 5 回	H26.9.8	・助言・あっせんの申立ての審理について （平成 26 年第 1 号事案）
H27	第 6 回	H27.5.25	・条例の見直しについて
	第 7 回	H27.8.24	・条例の見直しについて
H29	第 8 回	H29.6.2	・特定相談の実施状況について（H27・28 年度報告） ・障害者差別解消法の施行状況等について
H30	第 9 回	H30.5.24	・特定相談の実施状況について（H29 年度報告）
R1	第 10 回	R1.6.6	・特定相談の実施状況について（H30 年度報告）
R3	第 11 回	R4.2.21 書面開催	・特定相談の実施状況について（R1,R2 年度報告）
R4	第 12 回	R4.10.6	・特定相談の実施状況について（R3 年度報告）

6　普及・啓発活動の実施状況

条例の普及･啓発活動として、県ホームページには条例の解説書やリーフレットをはじめ、相談の活動状況をまとめた報告書(年次報告)などを掲載しています。

その他、広域専門相談員を講師として派遣し、出前講座や研修会等を開催しています。

取組の概要

(1)障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止オープンセミナーの開催

※令和5年度から実施

･令和6年度(2024 年度)　5回(参加者計 154 人)

･令和7年度(2025 年度)　10回(参加者計277人)

(2)障がい者差別解消･虐待防止のための出前講座[外部向け]

･令和7年度(2025 年度)　37 回(参加者 1,264 人)

(3)県の機関等への講師派遣

･令和7年度(2025 年度)　6 回(参加者計 251 人)

(4)庁内向け研修(出前講座)

･令和7年度(2025 年度)　4 回(参加者計 263 人)

(5)虐待防止･権利擁護研修

･令和7年度(2025 年度)施設等職員向け　120 人参加

･令和7年度(2025 年度)自治体職員向け　14人参加

(6)県職員への特定課題研修等(全職員の必修科目)

･動画及びチェックシート付き研修資料による自主学習

県ホームページ

○「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」(リーフレット等)

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1975.html

○相談活動の実施状況(年次報告)

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1980.html

7　相談事例

相談事例では、寄せられた相談のうち、主な事案についての相談内容、対応、結果等を掲載しています。

(1)不利益取扱いに関する相談事例

ア　身体障がいに関する事例

事　例	肢体不自由児とその家族に対する差別的対応についての相談
相談者	当事者家族
相　談 内　容	相談者は肢体不自由の子どもさんの家族でした。子どもさんは、下肢に不自由はあるものの知的な遅れはなく、兄が通う地元の小学校への就学を希望されていました。そのため、市町村の教育委員会や関係課とも早い段階から相談や意見交換を実施され、前任の小学校長や教頭からは「入学をお待ちしております」という言葉もかけていただいていました。しかし、次年度に就学を控えた6月に小学校から連絡があり、市町村の担当職員と一緒に学校に出向いたところ、後任の校長と教頭から、「肢体不自由の子どもを受け入れる設備が整っていない」「特別支援学校に行けばいいではないか」等の発言があったとのことでした。校長らの対応に家族は心を痛め、市町村に「あの対応は差別ではないか」と訴えられたそうです。相談者からは、「過年度から就学に関して相談をした市町村の担当者も同席していたので、詳しい話は担当職員に聞いてほしい。そして県と市町村が連携して今回の差別的対応に及んだ理由を明らかにし、校長らを指導していただきたい。」という相談でした。
対　応 及び 結　果	市町村の担当職員へ架電し状況を伺ったところ、職員は、「校長、教頭は確かにご家族の方が話した通りの発言をしていた。また、ご家族に対しても非常に差別的な対応が見られた」とのことでした。 相談者には、聞き取った内容を県教育委員会へ情報提供したことを伝えるとともに、その後の対応は、学校の設置者である市町村教育委員会へお願いすることにしました。

【熊本県障がい者権利擁護センターから】

広域専門相談員から関係部署へ情報共有をし、対応を依頼した事例でした。

今日、障がいのある子どもの就学先の決定に当たっては、「市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定する」ことが基本的な前提(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」)とされています。

本事例での小学校の校長らの対応により、合意形成が行われないまま、地元の小学校への入学を断られてしまい、保護者は「差別ではないか」と感じておられました。

広域専門相談員から関係者に連絡を入れたことで、当事者と関係機関による建設的対話の場を設けることにつながりました。

（2）合理的配慮に関する相談事例

ア　発達障がいに関する事例

事　例	団体内における会議での合理的配慮等に関する相談
相談者	発達障がいのある当事者とボランティア団体の役員の双方
相　談 内　容	あるボランティア団体で、役員の一人である発達障がい当事者の役員再任を巡り、当事者の役員と団体の両方から、ほぼ同時に相談がありました。 当事者の役員は1年以上前から役員会への出席が全くない状態でした。当事者の役員は、会議への参加に当たり、①口頭でのやり取りを中心とした議論は苦手なので、できるだけ資料を用意し、発言の際には挙手を徹底し、話が最後まで完結してから、再度挙手にて発言者を切り替えるようにしてほしい。②議論のスピードについていけないことが多いので、いきなり議題を出して決定するのではなく、時間をおいて議決してほしい。③会議の内容と論点をできる限り可視化（文字化・図表化）してほしいなどの合理的配慮の提供を求めており、そのことでほかの役員と対立が深まっていました。 一方で、ほかの役員も、十分ではなかったとしても可能な限り障がい理解と合理的配慮の提供に努めていました。当事者役員の求める合理的配慮の内容について、多忙な中で役員が集まり、限られた時間で協議しなければならなかったため、過重な負担と判断する部分もあり、対話の接点や折り合いがつかずに双方が疲弊してしまったように見受けられました。
対　応 及び 結　果	中立的な立場で両者から話を聞き、相手が理解・納得しやすいように伝えて相互理解や調整を図るとともに、以下の2点を提案しました。 ①団体の役員に、発達障がいのある方の障がい特性と必要な合理的配慮について、資料を提供して説明。併せて、県からの出前講座を紹介。 ②発達障がい当事者とほかの役員間の対話が十分にできていないと思われるので、一度、両者が対話する機会を設けたらどうか。 ※②は、対話の場の設定の可否、条件（会う相手、人数、場所、期日・日程等）について打診・すり合わせを行い、県庁内で両者（支援者を含む）の話し合いの場を設けました。

【熊本県障がい者権利擁護センターから】

本事例のように、発達障がいのある人についての障がい特性や当事者が求める合理的配慮に対する理解と受容には難しいところもあるようです。

それゆえ、今後もさまざまな機会を通して、障がいのある人の障がいの特性と合理的配慮に関する理解を図っていく必要性を痛感したところです。

また、本事例は、今後、発達障がい当事者が参画する会議等での合理的配慮のあり方を考えていくうえでも、とても参考になると考えられます。

（2）合理的配慮に関する相談事例

イ　身体障がいに関する事例

事　例	障がい者のくまモンICカード更新の要件についての相談
相談者	視覚障がいのある当事者
相　談 内　容	相談者は高齢で視覚障がいがある方です。障害者手帳を持っておられ、民間バスを利用する際には、くまモンICカードを使用されています。ただし、くまモンICカードの更新期間が１年間で、視覚障がい者である相談者にとっては、毎年住所地以外の営業所に行くことが大変だということでした。できれば更新期間が5年ぐらいであってほしい。障がい者支援課で何とか提案してもらえないかとの相談でした。
対　応 及び 結　果	広域専門相談員から関係の金融機関（以下「銀行」という。）及びバス会社に確認の電話を入れました。銀行の担当者は、「くまモンICカードの割引には、障害者手帳の確認が必要なので銀行では手続きが行えません。バス会社での手続きが必要です。」と話されました。 バス会社への確認では、「更新期間延長については、本社へ希望があったことの報告を上げます。手続きについては代理人でも可能で、代理人が障害者手帳を持って営業所に来られると手続きができます。」との回答を得ました。 相談者に、更新手続きは1年ごとに最寄りの営業所で行う必要がありますが、代理人での手続きも可能であることなど、対応の結果について報告をしました。

【熊本県障がい者権利擁護センターから】

相談者は中途の視覚障がいのある方でした。広域専門相談員がご本人の思いを受け、関係機関に確認を行いました。

広域専門相談員から銀行の担当者に対し、相談者からの相談内容をお話したところ、すぐに現状の確認をしていただけました。また、バス会社も、相談の内容について、障がいのある方からの一つの意見として受け取ってくださいました。

広域専門相談員としても、相談者の思いに共感し、関係機関へ確認等を行い、対応の結果についてお伝えしました。

(3)その他に関する相談事例

ア　身体障がいに関する事例

事　例	ガスの契約を断られたのは不利益取扱いではないかとの相談
相談者	発話が難しい障がいのある当事者
相　談 内　容	相談者は発話が難しい障がいのある当事者でした。相談者が新居へ引っ越すにあたり、地域にあるガス会社へ新規契約をするために電話をしましたが、エリア内なのにエリア外であるとか、工事費用が高額であるとかできない理由を説明され、契約を拒否されてしまったとのことでした。ガス会社の相談者に対する対応について、①差別的対応について県はどう判断するか、②他のガス会社と契約したいので契約の支援と仲介を行ってほしいという2点で相談がありました。
対　応 及び 結　果	①については、公平な立場から話を伺う必要があるため、当該ガス会社へ連絡し、詳しい話を聞きたいと伝え、②については、当窓口では対応ができないことに了承いただき、当該ガス会社へ架電し状況を確認しました。 ガス会社の担当者の話によると、相談者からガス契約をしたいとの申し出があったので伝えられた住所地に向かうと、相談者はおらず、代わりに同業の他社がいる状況でした。不思議に思い近所の人に「住所地に入居の予定はありますか？」と尋ねたところ、「そのような話は聞いていない」との返答だったそうです。会社側は、どういうことだ？と思ったそうです。 担当者から、「これまでも障がいのある人からガスの契約をしたいと相談を受けており、申し込みが難しい場合は別案を提示するなど対応をしてきました。今回は、住所地の立地上、工事が必要なため相談者に多大な負担金が生じるなどの状況を考慮し、総合的に判断したうえで契約は難しいと伝えたものであって、障がいがあるから契約を受けないというわけではない。」との返答をいただきました。

【熊本県障がい者権利擁護センターから】

当初、不利益取扱いとして相談を受けていましたが、ガス会社へ連絡を入れたところ、以上のようにできる限りの提案をしたとのことで「その他」に分類しました。しかし、相談者がお尋ねしたことに対して、会社側の答えに曖昧な部分もあったようで、今後は契約者が疑問に思ったことなどに、しっかり返答するようにしてほしいと依頼しました。

双方の話を聞く中で、話し合いが十分に行われていないと思われる場面が多々ありました。コミュニケーションに難しさを感じる相手であっても、粘り強く話を聞く姿勢、相手からの情報を取りに行く姿勢が共生社会の実現には必要であると感じた事例でした。

終わりに

条例が施行されて 10 年以上が経過していますが、条例の認知度は令和7年度（2025 年度）が 57．5％と、くまもと障がい者プランで定める令和8年度（2026年度）末の目標値55％を上回りました。

一方で、令和6年4月には事業者による合理的配慮の提供が義務化され、社会的障壁の改善に向けた取組が全国的に加速化すると考えられます。

今後、条例の認知に加えて、障がい者が差別を受けたり、暮らしにくさを感じている現状をより身近なものとして感じてもらうために、イベント等での直接対話の機会や、学校や事業所等への出前講座、オープンセミナーの開催等の取組を通じて、効果的な普及啓発に取り組む必要があります。

また、新規相談件数は、令和元年度（2019年度）以降減少していますが、傾聴を主とする相談事例が多く寄せられており、長期化する事例も増えています。

引き続き、障がいに対する県民の理解を深め、条例の周知啓発を進めることにより、差別や合理的配慮の提供がなされなかったことに対して、きちんと声を上げていくという意識を広げていく必要があります。

県では、令和3年度に「くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）」〔計画期間：令和3年度～令和8年度〕を策定し、計画期間の折り返しとなる令和5年度末には、社会情勢等に基づく中間見直しを行いました。

この計画では、これまで継承してきた基本理念を柱とし、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる社会の実現」に向けた取組を総合的に推進することとしています。

県民の障がいへの理解が深まり、そして障がいのある人への差別の解消に向けた取組がより一層推進されるよう、今後も関係機関との連携を進めながら、適切な相談対応、県民への周知啓発に努め、「共に生きる熊本」づくりを推進していきます。

資料編

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

目次

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　障害者の権利擁護
　第１節　不利益取扱いの禁止等（第８条－第10条）
　第２節　不利益取扱い等に関する相談（第11条－第15条）
　第３節　不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第16条－第20条）
第３章　県民の理解の促進（第21条）
第４章　熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第22条）
第５章　雑則（第23条・第24条）

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策（以下この章及び第22条第１項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2　この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第３条　障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

（市町村との連携）

第５条　県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2　県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第６条　県民は、第３条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第７条　県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第２章　障害者の権利擁護

第１節　障害を理由とする差別の禁止

（不利益取扱いの禁止）

第８条　何人も、次に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をしてはならない。

（1）　障害者に社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第１項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（2）　障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第 18 項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第 1 項に規定する主務省令で定める施設若しくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

（3）　障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア　障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又

はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ　法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

（4）　障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（5）　労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（6）　障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

（7）　障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア　障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

イ　障害者又はその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。第 16 条第 2 項において同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校（同法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を指定すること。

（8）　障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（9）　不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（10）　障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（11）　障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他

の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第９条　社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮（第 11 条第 1 項において「合理的配慮」という。）がされなければならない。

第２節　虐待の禁止

第 10 条　何人も、障害者に対し、次に掲げる行為（次条第 1 項において「虐待」という。）をしてはならない。

（1）　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

（2）　障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（3）　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

（4）　障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。

（5）　障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第３節　障害を理由とする差別等に関する相談

（特定相談）

第 11 条　何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談（次項及び第 14 条第 1 項において「特定相談」という。）をすることができる。

2　県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）　特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。

（2）　特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。

（3）　関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

（地域相談員）

第 12 条　県は、次に掲げる者に、前条第 2 項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

（1）　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 12 条の 3 第 3 項に規定する身体障害者相談員

（2）　知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 2 第 3 項に規定する知的障害者相談員

（3）　障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者

2　知事は、前項第 3 号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第 22 条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3　第 1 項の規定による委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4　地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（広域専門相談員）

第 13 条　知事は、第 11 条第 2 項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

2　知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。

3　広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4　広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（指導及び助言）

第 14 条　地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2　広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（連携及び協力）

第 15 条　専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第 4 節　不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

（助言又はあっせんの求め）

第 16 条　不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案（以下この条及び次条において「対象事案」という。）の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2　対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

（助言又はあっせん）

第 17 条　知事は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2　熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めるときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3　熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4　熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

（勧告）

第 18 条　熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、不利益

取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 知事は、前条第 3 項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（事実の公表）

第 19 条 知事は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

（意見陳述の機会の付与）

第 20 条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 3 章 県民の理解の促進

第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

第 22 条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 調整委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

（規則への委任）

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 24 条 第 13 条第 4 項又は第 22 条第 7 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

熊本県障害者の相談に関する調整委員会　委員名簿

氏名	所属	職名
荒木（あらき）　邦生（くにお）	公益社団法人熊本県精神科協会	会長
時松（ときまつ）　美由紀（みゆき）	一般財団法人熊本県ろう者福祉協会	－
岩永（いわなが）　秀則（ひでのり）	熊本県経営者協会	専務理事
浦田（うらた）　隆治（りゅうじ）	熊本県商工会連合会	専務理事
江上（えがみ）　寛（ひろし）	公益社団法人熊本県医師会	理事
大日方（おびなた）　信春（のぶはる）	熊本大学	教授
古城（こじょう）　里美（さとみ）	熊本県弁護士会	弁護士
芹川（せりかわ）　幹弘（みきひろ）	一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会	理事
竹田（たけだ）　勉（つとむ）	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	会長
堤田（つつみだ）　照一（しょういち）	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	副会長
塘林（ともばやし）　丈明（たけあき）	熊本県知的障がい者施設協会	副会長
林（はやし）　将孝（まさたか）	熊本市健康福祉局	局長
藤山（ふじやま）　小百合（さゆり）	一般社団法人熊本県保育協会	副理事長
松村（まつむら）　和彦（かずひこ）	熊本県自閉スペクトラム症協会	副会長
西坂　紀彦	熊本県教育委員会　特別支援教育課	課長

令和８年(2026 年)３月３１日現在（五十音順）

【お問合せ先】
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 企画共生班
〒862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
(TEL) 096-333-2236
(FAX) 096-383-1739

【相談窓口】
広域専門相談員専用連絡先
(TEL) 096-333-2244 (FAX) 096-383-1739
(MAIL) tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp